

# お知らせ掲示板

## くらし

### 放置竹林対策を支援します

**期**7月1日～29日 **内**市内の放置竹林対策に取り組む団体の伐採後の竹の処理を、粉砕機による処分等で支援します **対**市内の500m<sup>2</sup>以上の竹林で放置竹林対策に取り組む3人以上で構成された活動団体 ※現地調査および審査により対象団体を決定します。 **定**15団体程度 **申**熊本県森林組合連合会1階(東区戸島2丁目3-35)

詳しくは、市ホームページまたは熊本県森林組合連合会(☎285-8688)へ。



※地域住民、森林所有者等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用などの取り組みに助成を行う国の「森林・山村多面的機能発揮対策事業」についても、ご相談ください。(森づくり推進室 ☎328-2409)

### 介護保険料の減免のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等が減少した場合など一定の基準を満たした方は、令和4年度の介護保険料が減免になる場合があります。減免には申請が必要です。詳しくは、区役所福祉課または市ホームページへ。

(介護保険課 ☎328-2347)

### 熱中症にご注意を！

熱中症は、梅雨明けの蒸し暑くなった時期にも起こりやすいことをご存じですか。体がまだ暑さに慣れておらず、うまく体温調節ができないためです。屋外だけでなく、湿度が高い室内でも起こります。

新型コロナウイルス対策によるマスク着用で体内に熱がこもりやすく、喉の渇きを感じづらくなるため注意しましょう。

#### ■熱中症のさまざまな症状

**【初期】**めまい、立ちくらみ、こむら返り、頭痛、嘔吐、倦怠感など

**【重症化すると】**全身性のけいれん、意識障害等 ※すぐに医療機関の受診が必要です！

#### ■普段から気をつけること

**【暑さに負けない体を作る】**バランスの良い食事・こまめな水分摂取・睡眠環境を快適にする

**【暑さに適応する工夫をする】**室内を涼しく、涼しい衣服で・帽子や日傘で日ざしを避ける

・炎天下でのスポーツや作業時は、スポーツドリンクなどで十分な水分補給・無理せず早めに休憩する

(消防局救急課 ☎363-2360)

### 美化協定締結団体募集

本市では、地域のボランティア清掃などを行う団体と美化協定を締結しています。

協定を結び、継続的に美化活動を行う団体には次のような支援を行っています。

- ・活動に必要な用具(ほうき・ごみ袋・軍手・ちりとり)を提供
  - ・活動で発生した清掃ごみの回収
  - ・ボランティア保険の適用(各種条件有)
- 美化協定の締結は随時募集しています。

詳しくは、ごみ減量推進課へ。



(ごみ減量推進課 ☎328-2365)

### 水の事故にご注意を！

夏は川などでのレジャーを楽しむ機会が増える季節です。楽しみがある半面、自然ならではの危険もあるので事故を起こさないための注意点を紹介します。

- ・事前に天気や川の情報をチェックし、悪天候が予想されているときは、無理をせず、中止・延期を検討しましょう。
- ・川の地形は複雑であり、同じ川でも場所によって川の流れが速くなっていたり、急に深くなったりする場所があります。「危険を示す掲示板」が設置されている場所では遊ばないようにしましょう。
- ・河原や中州は、急な増水により水没する可能性があります。特に中州は、増水すると逃げ道がなくなり、取り残されてしまう危険がありますので十分に注意しましょう。
- ・雷が聞こえたときや、雨が降り始めたときは、川の水が急に増えるサインですので、早めに避難しましょう。(消防局警防課 ☎363-7174)

### 花火による火災や火傷の防止

夏の風物詩といえば、「花火」です。しかし、遊び方を誤ると火災ややけどなどの事故につながりかねません。「花火」による事故を未然に防ぐためにも、大人が子どもたちに対して正しい「花火」の取り扱いや火災の怖さを指導して、ルールをしっかりと守り楽しい夏の思い出にしましょう。

#### 一 花火を安全に遊ぶポイント

- 1 風の強いときは火遊びをしない。
- 2 燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ。
- 3 子どもだけでなく大人と一緒に遊ぶ。
- 4 説明書をよく読み、注意事項を必ず守る。
- 5 水バケツを用意し、使った花火は必ず水につける。

(消防局指導課 ☎363-7173)

### 露店等で火気を使用する場合は届け出が必要です！

火気を使用する露店等(移動販売車や屋台等を含む。)を開設する場合は、消火器の設置や管轄する消防署への届け出が必要です。

詳しくは、市ホームページまたは管轄消防署へ。



(消防局指導課 ☎363-2249)

### 今年は、3年に1度の「民生委員・児童委員一斉改選」の年です！

民生委員・児童委員(以下「民生委員」)は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。「民生委員」に対して報酬は発生しません(ただし、交通費等の活動経費が支払われます)。



民生委員・児童委員のマーク

○民生委員は、地域の人に寄り添い身近な相談役として、関係機関への「つなぎ役」として、地域福祉の向上に必要な存在です。活動範囲は幅広く、それぞれの地域で、高齢者訪問や見守り活動を行ったり、地域行事や学校行事への協力などを行っています。

○現在委嘱を受けて活動する民生委員は、11月末までの任期となっており、次の3年間、民生委員として活動いただける方の推薦を、町内自治会や校区(地区)社会福祉協議会からいただいています(任期は3年、再任可)。

推薦にあたり、地域の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

(健康福祉政策課 ☎328-2340)

### 犬と猫の休日譲渡(完全予約制)

**日**7月23日(土)犬の譲渡:午前9時半～正午、猫の譲渡:午前10時～正午 **場**市動物愛護センター **内**市動物愛護センターに収容している犬猫の譲渡、犬の譲渡が決定した方のみ譲渡前講習(受講済の方は不要) **対**平日来所が困難な方 **定**各4組(先着順) **費**犬の譲渡には、登録手数料と狂犬病予防注射料金(計6,200円)が必要 **申**7月5日から電話で市動物愛護センターへ

※譲渡希望の犬猫や譲渡条件等について、申込時に確認します。譲渡条件について詳しくは、市ホームページへ。



(市動物愛護センター ☎380-2153)

### 犬も暑い日を快適に過ごせるように

#### 【散歩は涼しい時間に】

散歩はアスファルトの温度が下がった夜間や早朝に行いましょう。暑い時間帯に散歩をすると肉球がやけどしてしまいます。また、いつでも水を与えられるように準備しましょう。

#### 【閉め切った車内に置いて行かないで】

それほど暑くない日でも車内は50℃近くになる場合があります。

#### 【保冷剤の活用を】

保冷剤やペットボトルを凍らせてタオル等で巻いたものを準備しましょう。体を冷やせます。

#### 【扇風機よりエアコンの方が効果的】

犬は人のように全身から汗をかかないので、扇風機はあまり効果がありません。

#### 【毛は刈り過ぎないように】

暑そうだからと毛を短くしすぎると、紫外線や照り返しから皮膚を守る機能が低下します。

(市動物愛護センター ☎380-2153)

### セミ調査に参加しませんか

**期**7月4日(月)～9月9日(金) **内**家の近くでセミを見つけて、調査票を提出する市民参加型の調査 **対**小学4年生以上の方(大人の方も大歓迎!) **申**調査票に必要事項を記載して、ファクス(359-9945)、メール(kankyokyousei@city.kumamoto.lg.jp)、郵送または持参で〒860-8601環境共生課へ

※セミの種類がわからない場合は、写真や鳴き声を送ってください。



詳しくは、市ホームページまたは環境共生課へ。

(環境共生課 ☎328-2352)

### 熊本地震に係る固定資産税等の特例措置についてお知らせします

熊本地震により被災した家屋または償却資産に代わるものとして取得した資産に対する固定資産税・都市計画税について、特例措置が設けられています。

#### 【被災代替家屋に係る固定資産税等の特例】

熊本地震により半壊以上の被害を受けた家屋(被災家屋)の代替家屋を取得した場合に、その翌年から4年度分に限り固定資産税・都市計画税が2分の1に軽減されます。

#### ○取得期間の要件

平成28年4月14日～令和5年3月31日に取得されたもの

#### 【被災代替償却資産に係る固定資産税の特例】

平成28年度の償却資産台帳に登録された資産が熊本地震により被災し、平成29年度以降に償却資産台帳から除却等の処分がされ、使用目的等が同一の資産を代替として取得した場合に、取得した翌年から4年度分に限り、課税標準額が2分の1に軽減されます。

#### ○取得期間の要件

平成28年4月14日～令和5年3月31日に取得されたもの

適用要件や申請書類など詳しくは、市ホームページまたは固定資産税課へ。(固定資産税課 ☎328-2195)

### 監査結果を公表しています

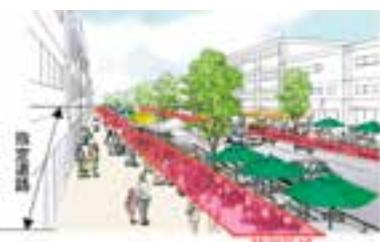
**場**情報公開窓口(市庁舎3階)、市立図書館・分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館図書室、市ホームページ **内**令和3年度(2021年度)一般・特別会計定期監査(財務・工事)報告書、令和3年度(2021年度)行政監査報告書「外国人転入者に対する多言語表記への対応状況について」※監査報告書とは、事務や工事のやり方が適正で合理的であったかなどについて、監査委員が調査した結果をまとめたものです。

(監査事務局 ☎328-2763)

## 【連載】昼も夜もだれもが歩いて楽しめるまち(第6回)～“ほこみち”=地元商店街などによる道路利活用～

本市では、にぎわいのあるまちなかを地元の方々と共に創り上げるために、地元商店街などが道路の利活用をしやすいするための制度、“ほこみち”の導入を進めています。

今年4月からは、サンロード新市街で“ほこみち”の導入手続きが完了し、制度の運用を開始しました。



(国交省HPより引用)

#### ○“ほこみち”で何が変わる？

原則として、道路には物を置くことができません。

しかし、“ほこみち”では歩行空間にゆとりのある道路に休憩施設やオープンカフェを設置することが可能になります。

沿道のにぎわいを、みちを歩く人にも見てもらうことで、通りの楽しいな雰囲気を出し、まちの魅力向上につながります。

#### ○公共空間の利活用

サンロード新市街をはじめとして、他の路線でも、さらににぎわいのある公共空間の形成・活用を目指していきます。



道路を活用したイベントの様子

(土木総務課 ☎328-2468 市街地整備課 ☎328-2537)